

四日市市営住宅管理人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月1日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第48号

四日市市営住宅管理人規則の一部を改正する規則

四日市市営住宅管理人規則（昭和38年四日市市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（守秘義務）</u> <u>第5条 管理人は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。</u> <u>その職を退いた後も同様とする。</u>	
<u>第6条</u> （略）	<u>第5条</u> （略）
<u>第7条</u> （略）	<u>第6条</u> （略）
<u>第8条</u> （略）	<u>第7条</u> （略）
<u>第9条</u> （略）	<u>第8条</u> （略）
<u>第10条</u> （略）	<u>第9条</u> （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（都市整備部市営住宅課）